

桶川市土木工事における週休２日制モデル工事試行要領を次のように定める。

(令和７年３月１９日市長決裁)

桶川市土木工事における週休２日制モデル工事試行要領

桶川市土木工事における週休２日制モデル工事試行要領（令和６年３月２５日市長決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第１条 この要領は、市が発注する土木工事における週休２日制モデル工事の試行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 週休２日制モデル工事 週休２日制モデル工事（現場閉所型）（以下「モデル工事（現場閉所型）」という。）及び週休２日制モデル工事（交替制）（以下「モデル工事（交替制）」という。）の総称をいう。
- (２) モデル工事（現場閉所型） 対象期間において、４週８休以上の現場閉所に取り組む方式をいう。
- (３) モデル工事（交替制） 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら４週８休以上の休日（対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を２４時間通して行っていない状態をいい、降雨、降雪等による予定外の休日については、休日に含めるものとする。以下同じ。）の確保に取り組む方式をいう。
- (４) 対象期間 次のア又はイに掲げる週休２日制モデル工事の区分に応じ、当該ア又はイに定めるところによる。

ア モデル工事（現場閉所型） 契約工期のうち、現場着手日（現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始する日をいう。）から現場完成日（現場事務所の撤去、後片付け、清掃等

の作業が全て完了する日をいう。)までの期間(年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び市があらかじめ対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等として市が必要最小限の期間で設定するもので、設計図書に明示したものをいう。以下この号において同じ。)を含まない。)をいう。

イ モデル工事(交替制) 契約工期のうち、対象者(当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け(建設工事の請負契約分に限る。)における全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除くものとする。)の従事期間(年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び市があらかじめ対象外とする期間を含まず、元請けにあつては現場着手日から現場完成日までの期間、下請けにあつては施工体制台帳上の工期を基本とする。)をいう。

(5) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態(降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含む。)をいう。

(6) 現場閉所日 対象期間中に現場閉所を行う日のうち、現場代理人、監理技術者等の休日と連動した週休日(土曜日及び日曜日をいい、現場の特性等により他の曜日を週休日とし、又は祝日を週休日とした場合は、その日を含む。)をいう。

(7) 月単位の週休2日 対象期間における月を単位として、4週8休以上(現場閉所率(モデル工事(交替制)にあつては、平均休日率)が28.5パーセント以上(モデル工事(現場閉所型)において、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5パーセントに満たない月がある場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行って

いるときは、28.5パーセント以上とみなす。)のものをいう。次号において同じ。)を達成したと認められる状態をいう。

(8) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上を達成したと認められる状態をいう。

(9) 現場閉所率 現場閉所日の日数を対象期間の日数で除することにより算定した割合をいう。

(10) 平均休日率 対象者の休日率(対象期間内の休日の日数を対象期間の日数で除することにより算定した割合をいう。)の合計を対象者数で除することにより算定した割合をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制モデル工事の対象となる工事は、工事の種別、規模等を勘案し、市が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は、週休2日制モデル工事としないことができる。

(1) 出水期における工事、交通規制を伴う工事その他の竣工時期又は現場条件に制約が大きい工事

(2) 緊急の随意契約を行う災害復旧工事、応急工事その他の緊急を要する工事

(3) 単価契約方式による工事

(4) 対象期間が1週間未満の工事

(5) 前各号に掲げる場合のほか、週休2日の実施が困難な工事

(発注方式)

第4条 週休2日制モデル工事の発注の方式はモデル工事(現場閉所型)を原則とし、現場閉所が困難な工事についてはモデル工事(交替制)とすることができる。

2 モデル工事(交替制)として発注した場合において、受注者がモデル工事(現場閉所型)を希望するときは、現場着手前に市と受注者が協議し、モデル工事(現場閉所型)に変更できるものとする。

3 市は、週休２日制モデル工事の発注に当たっては、別表により入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

（契約工期の設定）

第５条 市は、週休２日制モデル工事の契約工期の設定においては、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休２日の実施に係る受注者及び市の事務処理期間として、１４日を上乘せするものとする。

2 週休２日制モデル工事の契約工期の変更理由が次に掲げる場合であって、受注者の責によらないときは、市と受注者が協議し、適切に当該契約工期の変更契約を行うものとする。

(1) 市と受注者が協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

(2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合

(3) 工事の全部又は一部の中止により、全体工程に影響が生じた場合

(4) 資機材又は労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

(5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

（経費の補正）

第６条 モデル工事（現場閉所型）の予定価格の算定においては、次の表に掲げる経費に月単位の週休２日の補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、現場閉所率の達成状況を確認して月単位の週休２日に満たない場合は、当初の請負代金額の補正係数を通期の週休２日の補正係数に変更して算出した額と当初の請負代金額との差額を減額して変更契約を行うものとし、現場閉所率が通期の週休２日に満たない場合は、同表の補正係数による補正分を減額して契約変更を行うものとする。

経 費	補正係数	
	月単位の週休２日	通期の週休２日
労務費	１．０４	１．０２

機械経費（賃料）	1 . 0 2	1 . 0 2
共通仮設費率	1 . 0 3	1 . 0 2
現場管理費率	1 . 0 5	1 . 0 3

※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

- ２ モデル工事（交替制）の予定価格の算定においては、次の表に掲げる経費に月単位の週休２日の補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、平均休日率の達成状況を確認して月単位の週休２日に満たない場合は、当初の請負代金額の補正係数を通期の週休２日の補正係数に変更して算出した額と当初の請負代金額との差額を減額して変更契約を行うものとし、平均休日率が通期の週休２日に満たない場合は、同表の補正係数による補正分を減額して契約変更を行うものとする。

経 費	補正係数	
	月単位の週休２日	通期の週休２日
労務費	1 . 0 4	1 . 0 2
現場管理費率	1 . 0 3	1 . 0 1

※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

（実施方法）

第７条 市は、週休２日制モデル工事に係る入札を実施する場合にあっては、入札公告に週休２日制モデル工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

- ２ 受注者は、週休２日制モデル工事の現場施工着手前に、次のとおり対応するものとする。

（１）受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出すること。

（２）対象期間中、週休２日制モデル工事であることをＰＲする掲示図（様

式４）の例によりＰＲ揭示図を作成し、工事現場に設置すること。

３ 対象期間においては、次のとおり対応するものとする。

- (１) モデル工事（現場閉所型）において現場閉所を行う場合は、監督員が事前に受注者から振替作業日の予定も含め、現場閉所を行う旨の連絡を電子メール等の後日確認できる連絡方法により受けるものとする。ただし、現場閉所を行う日が次に掲げる場合は、連絡を要しない。

ア 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

イ 週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合

ウ 官公庁の休日の場合

- (２) 監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示を行わないとともに、受注者からの協議等にはクイック・レスポンスに努めるものとする。

- (３) モデル工事（交替制）においては、受注者は、毎月末日に当月分の休日確保状況チェックリスト(様式２)を監督員に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受けるものとする。

- (４) 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導するものとする。

４ 現場完成時においては、次のとおり対応するものとする。

- (１) 受注者は、現場完成日から３日以内に、モデル工事（現場閉所型）においては現場閉所実績報告書（様式１）を、モデル工事（交替制）においては最終月の休日確保状況チェックリスト（様式２）及び休日確保実績報告書（様式３）を市に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について確認を受けるものとする。

- (２) 市は、現場閉所率又は平均休日率の達成状況に応じ、週休２日に係る経費について、必要となる変更契約を行うものとする。

(3) 現場完成日が工期終期に近く、かつ、設計変更等の手続の期間を取れないおそれがある場合には、市と受注者が協議して取組の実績を確認する日を決定するものとし、当該決定後は、協議により現場閉所日又は休日を決定し、これに基づき変更契約を行うものとする。

(工事成績評定における加点等)

第8条 市は、工事成績評定における加点及び週休2日が達成できなかったことによる減点を行わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告する工事について適用する。

別表（第 4 条関係）

入札公告及び特記仕様書への「週休 2 日制モデル工事」である
旨の明示方法の例

< 入札公告 >

1 入札対象工事

(7) その他

本工事は、桶川市土木工事における「週休 2 日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

（※ 発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入する。）

< 特記仕様書 >

週休 2 日制モデル工事

本工事は、桶川市土木工事における「週休 2 日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、桶川市土木工事における週休 2 日制モデル工事試行要領によるものとする。試行要領は、桶川市ホームページで確認のこと。

（※ 発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入する。）